

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 49 年 10 月から同年 12 月まで
③ 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

私の妻は、結婚後、申立期間を含む国民年金加入期間について夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間について、妻の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、その妻が夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の申立期間前後の保険料は納付済みであり、申立期間はいずれも比較的短期間である上、その妻は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻は、20 歳以降の全ての期間について公的年金に加入し、その間未納も無いことから、保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録を平成13年10月から14年7月までは34万円、同年8月から同年9月までは36万円に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年10月1日から14年10月1日まで
② 平成15年4月1日から同年11月1日まで
③ 平成16年9月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が、給与明細書の厚生年金保険料の控除額から計算した標準報酬月額に比べて低額となっているので、標準報酬月額を正しく訂正してほしい。また、申立期間③について、標準報酬月額に対して過剰に厚生年金保険料が控除されているのでその分を返却してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額が相違していることについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の保有する給与明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①のうち、平成13年10月から14年7月までは34万円、同年8月から同年9月までは36万円に、申立期間②の標準報酬月額については、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間①及び②に係る上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 一方、申立期間③については、前述の給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA病院（*）における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成19年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、44万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B会A病院に勤務し、途中、法人から個人に経営が変わりA病院となった際も、退職することなく継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与明細書により、申立人は、申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA病院が厚生年金保険の適用事業所（*）となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が同事業所に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同事業所に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡及して行われるとともに、同年4月1日付けで同事業所が別の事業所番号で適用事業所（*）となった際に、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの申

述が得られたが、その理由は記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成19年1月26日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め72人であったことや、申立人の雇用保険の加入記録及び給与明細書により、A病院（＊）は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成19年1月26日付けのA病院（＊）に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が72人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件（5人以上）を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由は無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的理由は無い上、平成19年5月10日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実即したものと考えるのが難しく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA病院（＊）における資格取得日は同年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成19年1月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA病院（*）における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成19年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月26日から同年4月1日まで

私は、B会A病院に勤務し、途中、法人から個人に経営が変わりA病院となった際も、退職することなく継続して勤務していた。しかしながら、オンライン記録によると、申立期間について加入記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給与明細書により、申立人は、申立期間においてA病院に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成19年1月26日付けでA病院が厚生年金保険の適用事業所（*）となった際、同日付けで申立人を含め、従業員72人全員が同事業所に係る被保険者資格を取得しているが、その後、同年5月10日に、申立人を含め同事業所に係る全員の被保険者資格の取得取消処理が遡及して行われるとともに、同年4月1日付けで同事業所が別の事業所番号で適用事業所（*）となった際に、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

この取消処理について、管轄の年金事務所は「申立人に係る資格取得取消の届出書の提出は、当時の担当者が事業主へ指示したものであるとの申

述が得られたが、その理由は記録が残っておらず、詳細は不明である。」と回答している。

また、前述のとおり、平成19年1月26日付けの被保険者資格の取得者は申立人を含め72人であったことや、申立人の雇用保険の加入記録及び給与明細書により、A病院（＊）は、申立期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと判断される上、前述の年金事務所は「平成19年1月26日付けのA病院（＊）に係る厚生年金保険被保険者資格取得者が72人いることを踏まえると、適用事業所としての適用要件（5人以上）を満たしており、被保険者資格の取得を取り消す合理的理由は無い。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）がかかる処理を行う合理的理由は無い上、平成19年5月10日付けで行われた厚生年金保険の取得取消処理は、事実即したものと考えるのが難しく、当該処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA病院（＊）における資格取得日は同年1月26日、資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格の取得取消前における平成19年1月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年2月から63年9月まで

私は、申立期間当時にはA職として働いており、国民年金に加入し、毎月、銀行や信用金庫等で保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年*月頃、B市役所において国民年金に加入し、申立期間の保険料については毎月、銀行や信用金庫等で納付していたはずであると主張しているところ、申立人は、20歳となった同年*月から同年12月までの間はC村(現在は、D市)において住民登録していることが戸籍の附票により確認できることから、制度上、B市役所において国民年金の加入手続を行うことはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年11月30日にE市において払い出されており、加入手続の際に20歳となった昭和56年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認され、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から51年3月まで
申立期間当時、父が自営しており、私は、その事業の全般を担当し、確定申告書も書いていたが、昔のことなので当時の書類は残っていない。父が、A町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行い、保険料を払ってくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父親が、A町役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金の加入手続等を行ったとするその父親は既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月にA町（現在は、B市）で払い出されており、その時点では、申立期間の大部分については時効により保険料を納付することができない上、申立期間中に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私は、父が、私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたことを記憶している。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は、平成2年1月10日以降にA市において夫婦連番で払い出されており、オンライン記録では、申立期間直後の同年4月から3年3月までの保険料を3年6月25日に過年度納付していることが確認できるものの、申立期間については、国民年金に未加入となっており、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとするその父親も既に他界しているため、当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から50年3月まで

母が、私たち夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の未納保険料について全て納付してくれた。国民年金の加入手続や保険料の納付については、母が行っていたので詳しいことは分からないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の未納保険料についても全て納付してくれたと主張しているところ、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその妻は、昭和53年1月に国民年金の加入手続を行い、昭和50年度の保険料を53年3月に、51年度の保険料を53年7月にそれぞれ過年度納付していることが確認でき、申立人及びその妻の国民年金の加入手続が行われた時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から19年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から19年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私の元妻が、平成16年頃に一括して納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その元妻が保険料を納付していたと主張しているが、申立期間については、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降において保険料収納業務が国に一元化され、年金記録事務に係る事務処理の機械化が一層促進されており、記録の正確性は高い。

また、申立人は、その元妻が平成16年頃に一括して申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時、同居していた申立人の元妻自身も申立期間の保険料が未納である上、一括して納付したとする16年時点では、申立期間の一部については時効により保険料を納付することができず、申立人の申述と整合しない。

さらに、申立人及びその元妻については、A年金事務所に「国民年金納付状況カード（督励事跡）」及び「国民年金保険料納入計画（誓約）書」が保管されており、その記載により確認できる申立期間については保険料が未納である上、納付勧奨の対象となっていたことから、社会保険事務所（当時）職員による戸別訪問や催告状及び集合徴収案内状の送付が再行われた記録が確認できる。

加えて、申立期間は7年間であり、市及び社会保険事務所において、

長期間にわたり納付記録が欠落する^{かし}瑕疵があったとは考え難い。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 11 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで
② 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 7 月 1 日まで

A社に勤務していたときの標準報酬月額が低くなっていた。社会保険事務所（当時）に平成 20 年 7 月 16 日に確認請求を行ったところ、標準報酬月額は、16 年 11 月から 17 年 8 月までは 24 万円に、同年 9 月から 20 年 6 月までは 28 万円にそれぞれ訂正されたが、16 年 11 月から 18 年 6 月までの標準報酬月額については、確認請求を行った日から既に 2 年以上が経過していたため、将来の厚生年金保険の年金給付に反映されない記録となっている。両申立期間について、年金給付に反映されるよう、標準報酬月額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、19 万円と記録されていたが、申立人が社会保険事務所に確認請求を行ったところ、平成 21 年 2 月 12 日付けで、申立期間①は 24 万円に、申立期間②は 28 万円にそれぞれ記録が訂正されている。しかし、当該記録は、政府の保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とはされない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の可否を判断する

こととなる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書によると、申立期間①のうち平成16年12月から17年8月までの期間並びに申立期間②のうち同年10月及び同年12月から18年5月までの期間については、訂正前に記録されていた標準報酬月額である19万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間①のうち平成16年11月については、前述の給与明細書により、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立期間②のうち17年9月、同年11月及び18年6月については、申立人が給与明細書を保管しておらず、訂正前に記録されていた標準報酬月額である19万円に基づく保険料控除額を超える厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 26 日から同年 6 月まで

A社は、平成 6 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったが、私はその後も同年 6 月頃まで継続して勤務していた。自分と会社の双方の厚生年金保険料を負担して、社会保険事務所（当時）に納付したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の申立期間においても同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を全額自己負担して社会保険事務所に納付していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所は既に解散しており、事業主の連絡先等が不明であることに加えて、連絡の取れた複数の同僚からも明確な証言が得られないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったのは、平成 6 年 4 月 26 日であることが確認でき、それ以後において同事業所での厚生年金保険の被保険者は確認できない。

さらに、申立人に係る雇用保険記録によると、申立人の当該事業所における退職日は平成 6 年 4 月 25 日と記録されており、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認でき、申立人が「会社分を含めて保険料を負担した。」との主張は、当該健康保険料であったことが推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 4 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 18 日から 48 年 1 月 11 日まで

A社に昭和 41 年 4 月 1 日から 45 年 10 月 30 日まで勤務していたが、申立期間①について厚生年金保険の記録が無い。また、B社に昭和 47 年 9 月 18 日から 48 年 9 月 28 日まで勤務したが、申立期間②について厚生年金保険の記録が無い。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の申述内容、同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が昭和 42 年 3 月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は既に解散し、社会保険関係資料は残っていない上、申立期間①当時の事業主が死亡しているため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、当該事業所の同僚の証言、厚生年金保険の記録及び確認できる同僚の雇用保険の加入記録等により、申立期間①当時、同事業所においては、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所における申立人の被保険者原票照会回答票を確認したが、資格取得日について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然さはうかがえない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと申し立ててい

るが、申立期間②当時に入社した同僚は「申立人は自分より後に入社した。」と証言しており、また、申立人もその同僚と同様の申述をしていることから、申立人が申立期間②に同社に勤務していたことが推認できない。

また、当該事業所は既に解散し、社会保険関係資料は残っていないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、当該事業所における申立人の被保険者原票照会回答票を確認したが、資格取得日について訂正等が行われた形跡は無く、特に不自然さはうかがえない。

3 このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 2 日から 45 年 2 月 11 日まで
② 昭和 45 年 3 月 21 日から 47 年 1 月 31 日まで
社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答だった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の申立人の厚生年金保険被保険者原票では、申立人の氏名は、事業所を退職した約 9 か月後の昭和 47 年 10 月 27 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 11 月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、前述の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間前の 3 年 4 か月間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を受給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も保有する厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえる

と、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。